

**英 国**

	A ルート	B ルート	C ルート
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (送達条約8条1項、日英領事条約25条)	中央当局送達 (送達条約3条1項)	管轄裁判所送達 (二国間共助)
II ルートの選択基準	日本人か外国人かにかかわらず原則として本ルート	民事又は商事に関する事件について、受送達者が受領を拒絶するおそれがある場合	民事又は商事に関する事件以外の事件について、受送達者が受領を拒絶するおそれがある場合
III 作成すべき文書等	1 嘱託書 (大使又は総領事あて 一大使、総領事の管轄区域についてはVI) 1通 写し 1部 2 送達報告書用紙 1通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を解さない場合は、英語又は受送達者が解する言語の訳文添付) 1通 ※1	1 要請書 (中央当局の名称及び所在地についてはVII) 2通 写し 1部 2 送達すべき文書 (英語の訳文添付) ・任意交付による場合は、訳文不要 2通 3 書留航空郵便切手 (最高裁から中央当局への送付用)	1 嘱託書 (管轄裁判所あて一英語の訳文添付) 1通 写し 2部 2 送達すべき文書 (英語の訳文添付) 1通 写し 1部
IV 費用	不 要	原則として不要 ※2	必 要
V 期間※3	4箇月	7箇月	先例なし
VI 総領事の管轄区域	在英國日本国大使  在エディンバラ日本国総領事	英国及びその属領(ヴァージン諸島(英國領部分)その他の植民地、保護領及び保護国を含む)。ただし、他の総領事の管轄に属する地域を除く。  スコットランド全域、クリーブランド県、カンブリア県、ダーラム県、ノーザンバーランド県、タインアンドウェアー県	
VII 中央当局(イングランド及びウェールズ)	名 称 The Senior Master, For the attention of the Foreign Process Section, Room E16, Royal Courts of Justice 所在地 Strand, LONDON WC2A 2LL	※ スコットランド、北アイルランド及び海外領土については※4参照。	

※1 受送達者の住所にポストコード(スペース含め英数7桁)の記載がなければ、送達できませんので、必ず記載してください。

※2 海外領土への送達については、費用がかかる可能性があります。事前に、最高裁判所民

事局等の国際司法共助事務の担当係に確認してください。

- ※3 「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が嘱託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが、同一国に対し、同一路線で嘱託しても期間にかなりの差が出ることがあります。特に、海外領土への領事送達については、平均所要期間より時間がかかる可能性が高いです。
- ※4 スコットランド、北アイルランド及び海外領土については、異なる当局あてに嘱託する場合がありますので、事前に、最高裁判所民事局等の国際司法共助事務の担当係に確認してください。